

岩手県教育委員会告示第6号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第32条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

令和5年11月21日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

指定番号	名称	保持団体	解除年月日
無第7号	火防せ祭の「屋台囃」	日高囃保存会	令和5年11月21日